

入札公告(不用物品の売払)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月8日

分任契約担当官
米代東部森林管理署上小阿仁支署長 鳴海 徹

1 競争入札に付する事項

(1) 入札物件名

入札番号 第1号 物品売買契約(三菱 パジェロミニ 1台)
入札番号 第2号 物品売買契約(スバル ディアスワゴン 1台)
入札番号 第3号 物品売買契約(スバル ディアスワゴン 1台)

(2) 品質規格、数量等

各入札番号の別冊「物件明細書」及び「別表」による。

(3) 契約日時

落札決定の翌日から起算して7日以内とする。
ただし、契約書の郵送等に日数が必要な場合は、この限りではない。

(4) 契約期間

契約日から履行完了の日までとする。

(5) 売払物品の保管場所

秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中484-2
旧米代東部森林管理署上小阿仁支署敷地内

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 東北森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 以下の資格の写しまたは提出物の提出を履行証明書とともにされていること。

ア 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、地域:「東北」、種類:「物件の買受け」、営業品目:「その他」を有すること。

イ 売買物品を販売目的にて入札する場合は、古物商許可証を有すること。

3 入札説明書等を入手する場所及び問合せ先、交付期間

(1) 入札説明書等の交付場所および入手方法

ア ダウンロードによる場合

東北森林管理局ホームページから入手すること。

イ 手交または郵送(希望者負担)を希望の場合及び各入札ごとの問い合わせ先

〒018-4401 (秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中376-13)

米代東部森林管理署上小阿仁支署 総務グループ 経理担当 電話0186-77-2422

t_kamikoani@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間

入札の公告日から入札日までの期間とする。

ただし手交による場合は開庁日とし、時間は8時30分から17時15分までとする。

4 履行証明書等の提出期限及び提出方法

(1) 令和8年7月7日17時00分までに次により提出すること。

- (2) 履行証明書及び上記2(4)の資格及び、必要に応じて許可証の写しに併せ、「入札説明書等の交付確認書」を上記3(1)イのメールアドレス宛に、pdfファイル形式により送信することとし、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は、上記3(1)イに提出すること。

5 入札の方法

- (1) 入札金額は、単価契約及び総価契約にかかわらず、総価を記載すること。
- (2) 入札金額は、入札日時点での原状における車両本体のみの見積額とし、未経過分の自動車重量税相当額、自賠責保険料額及びリサイクル料金は含まないこと。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書に物件番号及び物件名を記載する際は、明瞭に記載すること。
- (5) 入札物件に入札内訳書が設定されている場合は、入札内訳書を入札書と同封し、投函もしくは郵送すること。

6 入札書の提出、開札の場所及び日時

- (1) 開札場所
米代東部森林管理署上小阿仁支署 会議室
- (2) 受付開始時間
次の(3)の15分前から入札受付を開始し、入札受付終了日時(開札日時)は次の(3)とする。なお入室前に運転免許証等の身分証明書及び委任者の場合は委任状を提出すること。
- (3) 開札日時
令和8年7月8日 13時30分
ただし、入札予定者の多少等により、発注者の都合により開札時刻が変更と場合がある。
- (4) 郵便入札方式により参加する場合の受付日時等
郵送(書留郵便に限る。)による入札の受領期限は、上記(3)の前日(前日が土日もしくは祝日の場合はその直前の平日とする)の12時00分までに、上記3(1)イに必着とし、再入札には参加できない。入札書の日付は上記(3)の開札の日付とする。

7 再入札

再入札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をおこなうこともあるため、再度入札を希望する場合、入札者は入札書を持参し待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

8 入札保証金及び契約保証金 免除する。

9 入札の無効

入札説明書及び入札注意書による。

10 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格を上回り、最高価格かつ有効な入札をした入札者を落札者とする。

11 契約書作成の要否について 要

12 その他

- (1) 使用言語及び通貨
入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札内訳書の設定がない物件であっても、落札後、発注者より金額等の内訳の提出を求められた場合は、これに従わなければならない。
- (3) 入札内訳書等(入札書含む)に契約履行に伴う諸経費等の記載がない場合であっても、入札内訳書及び入札書にその諸経費等が含まれた金額とする。

- (4) 本公告に表記されている時刻は全て24時制である。
- (5) 本公告に記載なき事項及び詳細は入札説明書及び入札注意書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規定(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページの発注者綱紀保持対策をご覧ください。
(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>)